

資料

社会保障審議会医療部会(12/2)資料

医療施設体系について

〈医療施設・病床について〉

施設の定義

○病院

医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。〈医療法第1条の5第1項〉

○診療所

医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。〈医療法第1条の5第2項〉

※ 医療法第1条の6において、介護老人保健施設は介護保険法の規定による施設である旨を規定。

○助産所

助産師が公衆又は特定多数人のためその業務(病院又は診療所において行うものを除く。)を行う場所。妊婦、産婦又はじょく婦10人以上の入所施設を有してはならない。〈医療法第2条第1項及び第2項〉

○薬局

薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所(その開設者が医薬品の販売業を併せて行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。)。〈薬事法第2条第11項〉

病床の区分

病床について、医療法第7条第2項第1号から第5号までにおいて、以下のように定義されている。

一 精神病床

病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。

二 感染症病床

病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症（結核を除く。）、同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第八項に規定する指定感染症（同法第7条の規定により同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第8条（同法第7条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）並びに同法第6条第9項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるためのものをいう。

三 結核病床

病院の病床のうち、結核の患者を入院させるためのものをいう。

四 療養病床

病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。

五 一般病床

病院又は診療所の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のものをいう。

病院に関する主な構造設備の基準及び人員の標準

	一般病床	療養病床	精神病床		感染症病床	結核病床
定義	精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床	主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床	精神疾患を有する者を入院させるための病床		感染症法に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床	結核の患者を入院させるための病床
			1)大学病院等※1	1)以外の病院		
人員配置標準	医師 16:1 薬剤師 70:1 看護職員 3:1	医師 48:1 薬剤師 150:1 看護職員※2 4:1 看護補助者※2 4:1 理学療法士及び作業療法士 病院の実情に応じた適当数	医師 16:1 薬剤師 70:1 看護職員 3:1	医師 48:1 薬剤師 150:1 看護職員※3 4:1	医師 16:1 薬剤師 70:1 看護職員 3:1	医師 16:1 薬剤師 70:1 看護職員 4:1
	<p>(各病床共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師 歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者に対し、16:1 ・栄養士 病床数100以上の病院に1人 ・診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適当数 <p>(外来患者関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 40:1 ・歯科医師 病院の実情に応じた適当数 ・薬剤師 外来患者に係る取扱処方せん75:1 ・看護職員 30:1 					

※1 大学病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)のほか、内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院(特定機能病院を除く。)のことをいう。

※2 平成24年3月31日までは、6:1でも可

※3 当分の間、看護職員5:1、看護補助者を合わせて4:1

	一般病床	療養病床	精神病床		感染症病床	結核病床
			1)大学病院等※1	1)以外の病院		
必置施設	<ul style="list-style-type: none"> ・各科専門の診察室 ・手術室 ・処置室 ・臨床検査施設 ・エックス線装置 ・調剤所 ・給食施設 ・診療に関する諸記録 ・分べん室及び新生児の入浴施設※2 ・消毒施設 ・洗濯施設 ・消火用の機械又は器具 	一般病床の必置施設に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練室 ・談話室 ・食堂 ・浴室 	一般病床の必置施設に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な施設 		一般病床の必置施設に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・機械換気設備 ・感染予防のためのしゃ断その他必要な施設 ・一般病床に必置とされる消毒施設のほかに必要な消毒設備 	一般病床の必置施設に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・機械換気設備 ・感染予防のためのしゃ断その他必要な施設 ・一般病床に必置とされる消毒施設のほかに必要な消毒設備
病床面積	6.4㎡/床 以上 〈既設〉※3 6.3㎡/床 以上(1人部屋) 4.3㎡/床 以上(その他)	6.4㎡/床 以上※4	一般病床と同じ		一般病床と同じ	一般病床と同じ
廊下幅	片側居室 1.8m以上 両側居室 2.1m以上 〈既設〉※3 片側居室 1.2m以上 両側居室 1.6m以上	片側居室 1.8m以上 両側居室 2.7m以上 〈既設〉※3 片側居室 1.2m以上 両側居室 1.6m以上	一般病床と同じ	療養病床と同じ	一般病床と同じ	一般病床と同じ

※1 大学病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)のほか、内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院(特定機能病院を除く。)のことをいう。

※2 産婦人科又は産科を有する病院に限る。

※3 既設とは、平成13年3月1日時点で既に開設の許可を受けている場合のことをいう。

※4 平成5年4月1日時点で既に開設の許可を受けていた病院内の病床を、平成12年4月1日までに転換して設けられた療養型病床群であった場合は、6.0㎡/床 以上

病院・診療所・主な高齢者関連施設の比較

※ 人員配置は、いずれも入院・入所者数に対する比率。なお、診療所の一般病床には特段の定め無し。

		病院・診療所		介護老人保健施設	特別養護老人ホーム	
		一般病床	療養病床			
			医療保険			介護保険
主な 人員 配置 ※	医師	16:1	(病院) 48:1 (診療所) 1以上		常勤1以上 100:1以上	必要数 (非常勤可)
	看護	3:1	医療法施行規則本則上は4:1。ただし平成24年3月までは6:1。 診療報酬では療養病床入院基本料2として25:1(医療法方式では5:1に相当)まで評価。	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準で6:1と規定。	3:1 うち、看護が2/7以上	看護・介護職員が3:1以上 うち、看護は以下の通り。 0~30(入所者数。以下、同じ。):1以上 31~50:2以上 51~130:3以上 131以上:3+50:1
	看護補助・介護	—	同上	同上	—	—
	OT、PT	—	(病院) 適当数 (診療所) —	(病院) 適当数 (診療所) —	PT又はOTが 100:1以上	—
	機能訓練指導員	—	—	—	—	1以上
	生活(支援)相談員	—	—	—	100:1以上	常勤1以上 100:1以上
	ケアマネージャー	—	—	常勤1以上 100:1以上	常勤1以上 100:1を標準	常勤1以上 100:1を標準
	居室面積	(病院) 6.4㎡/床※	・6.4㎡以上	・6.4㎡以上	・8㎡以上	・10.65㎡以上

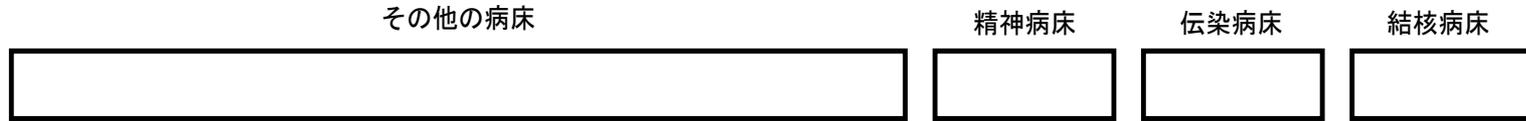
※ 診療所と平成13年3月1日時点で既に開設の許可を受けている病院の場合は、以下のとおり。

患者1人を入院させる病室: 6.3㎡/床 以上

患者2人以上を入院させる病室: 4.3㎡/床 以上

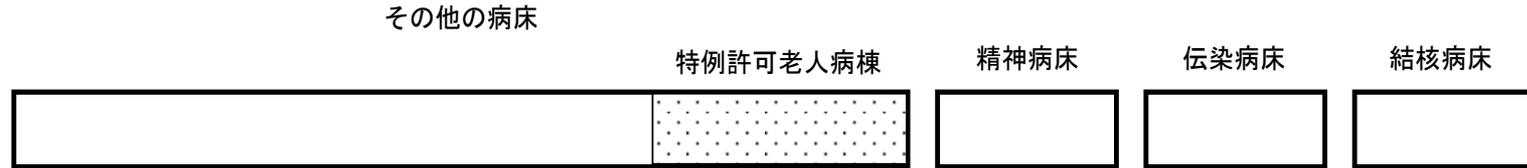
病床区分に係る改正の経緯

【制度当初～】



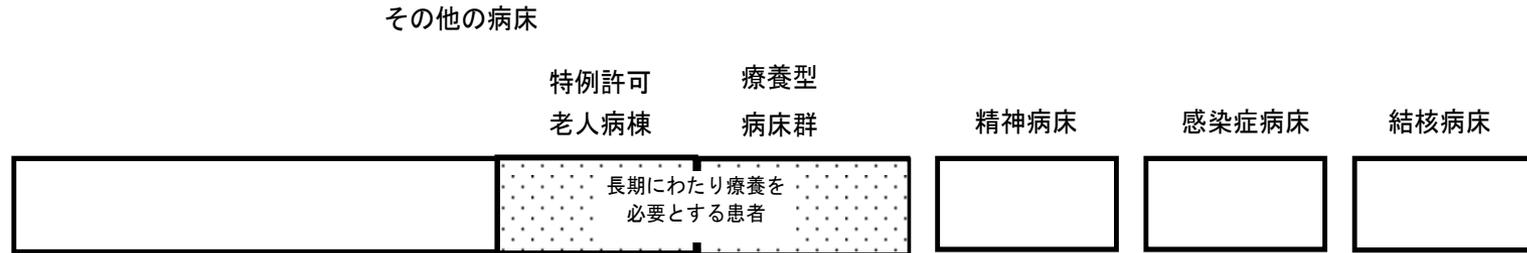
- ↓
- ・ 高齢化の進展
 - ・ 疾病構造の変化

【特例許可老人病棟の導入（昭和 58 年）】



- ↓
- ・ 高齢化の進展、疾病構造の変化に対応するためには、老人のみならず、広く「長期療養を必要とする患者」の医療に適した施設を作る必要が生じる。

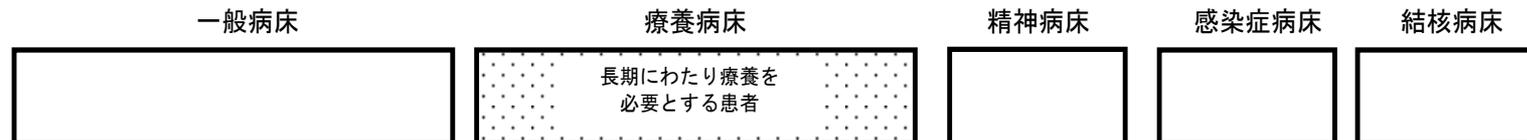
【療養型病床群制度の創設（平成 4 年）】



- ↓
- ・ 少子高齢化に伴う疾病構造の変化により、長期にわたり療養を必要とする患者が増加。療養型病床群等の諸制度が創設されたものの、依然として様々な病態の患者が混在。

【一般病床、療養病床の創設（平成 12 年）】

患者の病態にふさわしい医療を提供



平成9年改正により、診療所に療養型病床群の設置が可能となった。

一般病床及び療養病床に係る医療従事者の配置標準に関する改正経緯について

<医師>

昭和23年医療法制定時

<看護師>

入院患者	外来患者
16:1	40:1 ※耳鼻咽喉科、眼科は、80:1

入院患者	外来患者
4:1	30:1

ただし、病院全体で最低3人以上の医師が必要

平成4年第二次 医療法改正

療養型病床群以外の入院患者	療養型病床群の入院患者	外来患者
16:1	48:1	40:1 ※耳鼻咽喉科、眼科は、80:1

療養型病床群以外の入院患者	療養型病床群の入院患者	外来患者
4:1	6:1	30:1

ただし、病院全体で最低3人以上の医師が必要

平成12年第四次 医療法改正

一般病床の入院患者	療養病床の入院患者	外来患者
16:1	48:1	40:1 ※耳鼻咽喉科、眼科は、80:1

一般病床の入院患者	療養病床の入院患者	外来患者
3:1	6:1	30:1

ただし、病院全体で最低3人以上の医師が必要

平成18年第五次 医療法改正

<同上>

一般病床の入院患者	療養病床の入院患者	外来患者
3:1	4:1 ※平成24年3月31日までは6:1	30:1

< 歯科医師 >

昭和23年医療法制定時

入院患者	外来患者
16 : 1	40 : 1

昭和31年改正

入院患者	外来患者
16 : 1	病院の実情に応じて必要と認められる数

< 薬剤師 >

昭和23年医療法制定時

調剤
80 : 1

平成10年改正

療養型病床群や精神病院等の入院患者	左記以外の入院患者	外来患者に係る取扱処方せん
150 : 1	70 : 1	75 : 1

平成12年第四次医療法改正

精神病床及び療養病床の入院患者	左記以外の入院患者	外来患者に係る取扱処方せん
150 : 1	70 : 1	75 : 1

< 看護補助者 >

平成4年第二次医療法改正時

療養型病床群に係る病室の入院患者

6 : 1

平成12年第四次医療法改正

療養病床の入院患者

6 : 1

平成18年第五次医療法改正

療養病床の入院患者

4 : 1

(※平成24年3月31日までは6 : 1)

< 栄養士 >

昭和23年医療法制定時

入院患者

1以上

(病床数100以上の病院のみ)

< 診療放射線技師、事務員その他従業者 >

昭和23年医療法制定時

病院の実情に応じた適当数

< 理学療法士及び作業療法士 >

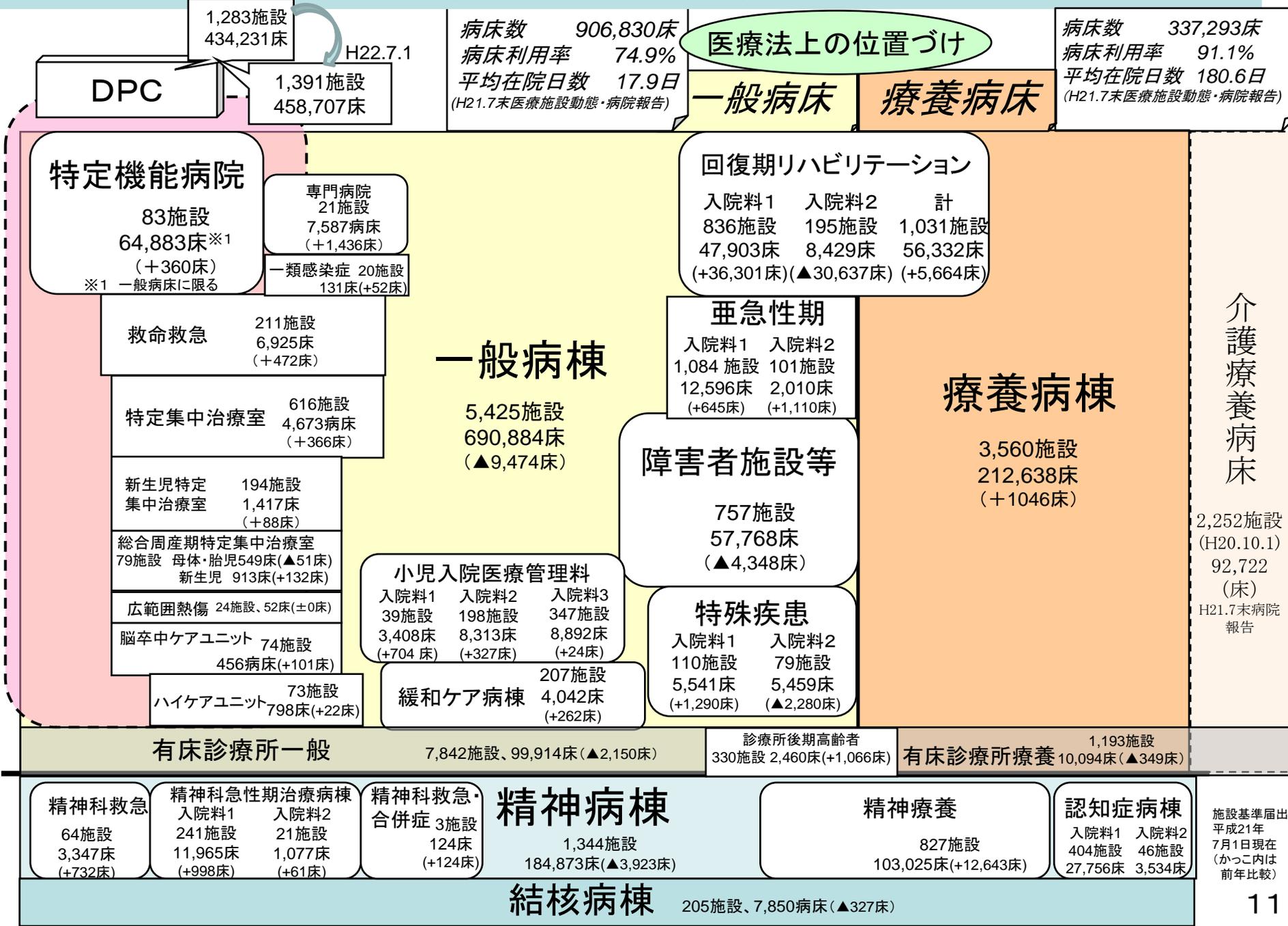
平成10年第三次医療法改正時

病院の実情に応じた適当数
(療養型病床群を有する病院のみ)

平成12年第四次医療法改正

病院の実情に応じた適当数
(療養病床を有する病院のみ)

病院の機能に応じた診療報酬による分類(イメージ)(H21.7時点)



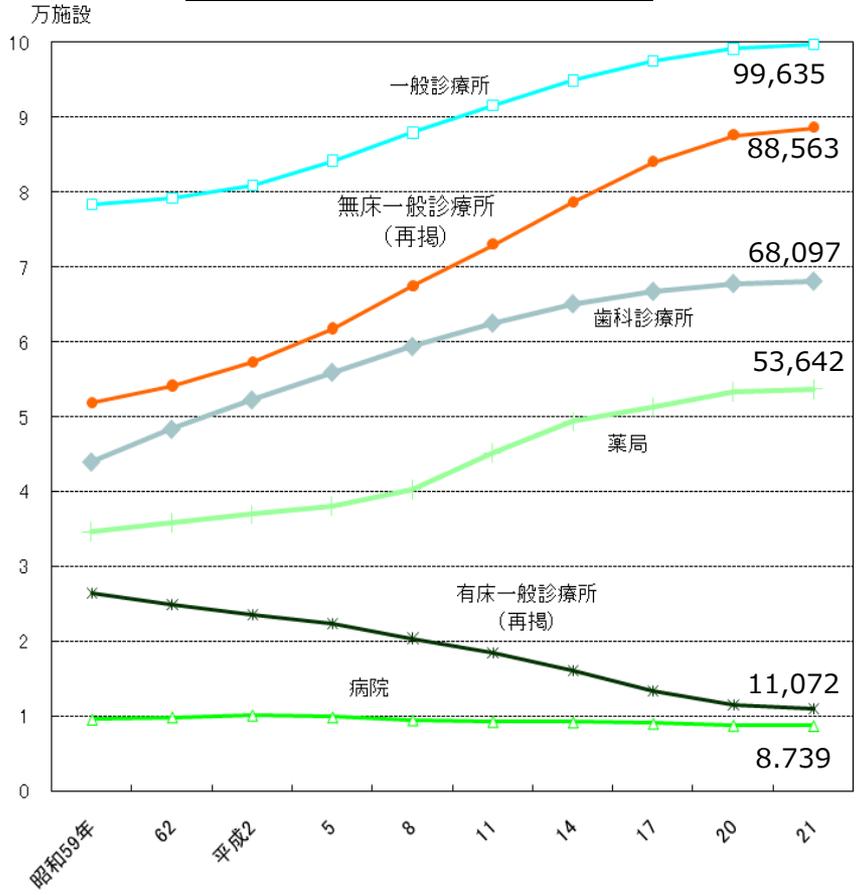
<医療施設数の動向>

- 無床診療所、歯科診療所、薬局は増加傾向。
- 病院の病床利用率は低下傾向にあり、平均在院日数も短縮傾向。
- 病院規模としては200床未満の中小規模病院が多い。

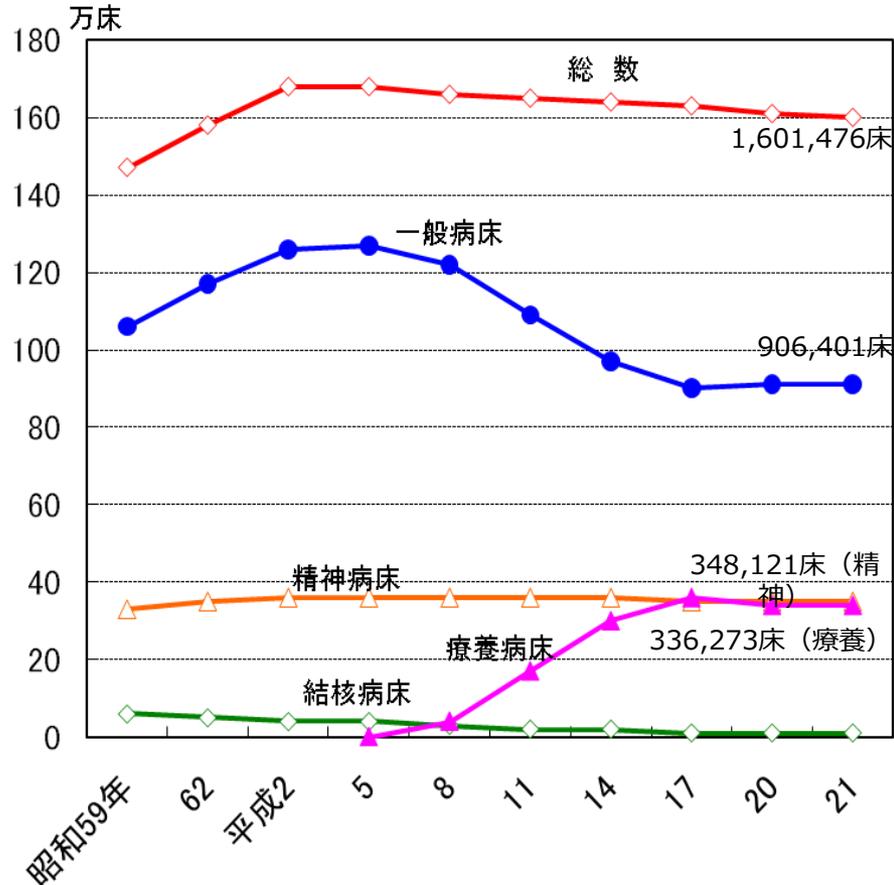
施設数及び病床数の推移

- 病院数は、平成2年をピークに1割減少。有床診療所は大幅に減少する一方、無床診療所が増加。
- 病床数は、平成4年をピークに減少。

施設数の推移

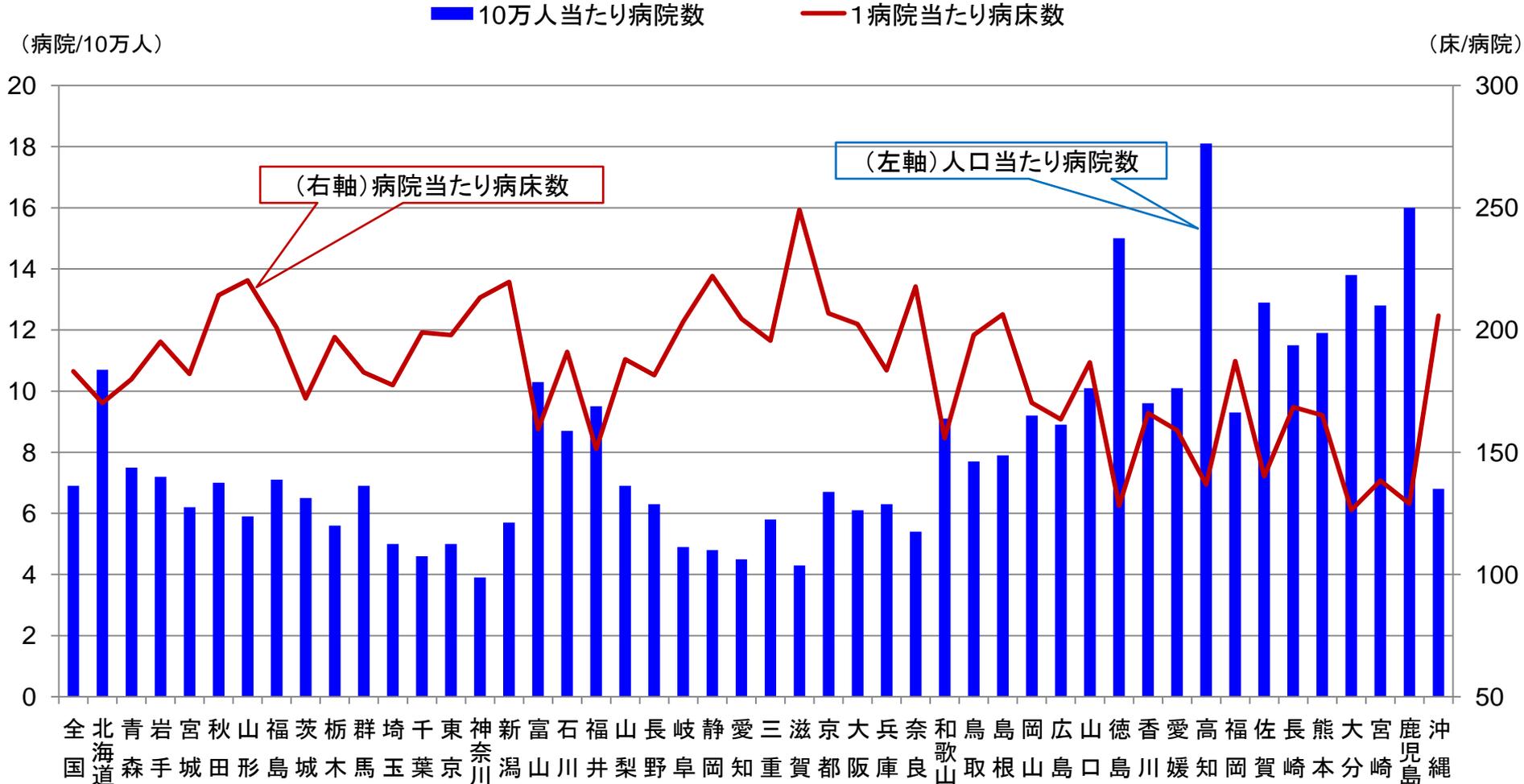


種類別病院病床数の推移



人口当たり病院数と1病院当たり病床数(都道府県別)

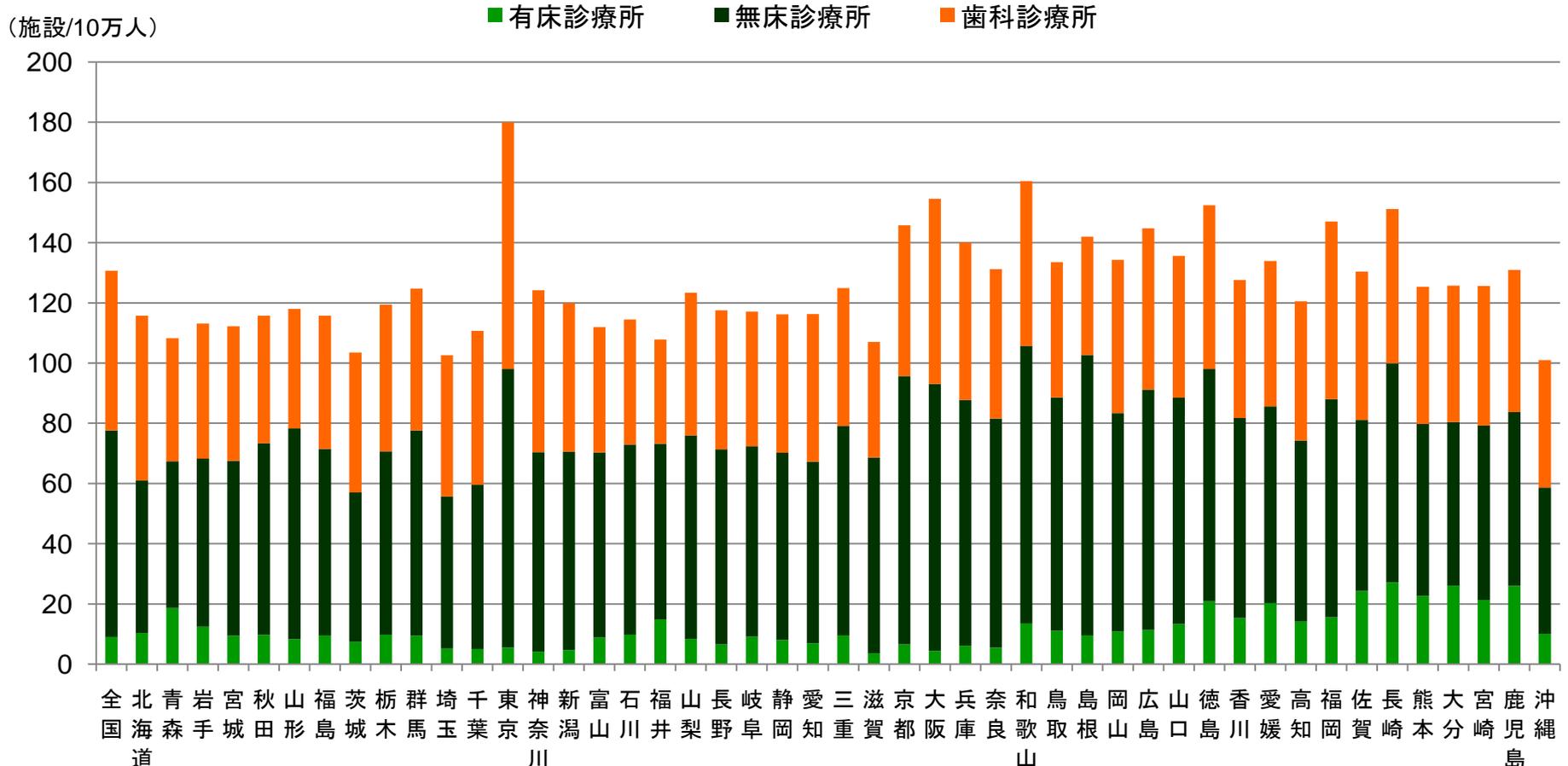
- 人口10万人当たり病院数は6.9病院で、都道府県ごとにみると、神奈川県の3.9病院(県内に348病院)から、高知県の18.1病院(県内に140病院)まで分布。
- 1病院当たりの病床数は平均183床で、都道府県ごとにみると、大分県の126床(20,847床/165病院)から、滋賀県の249床(14,944床/60病院)まで分布。



※平成20年医療施設調査に基づき作成

人口当たり診療所数(都道府県別)

- 人口10万人当たり一般診療所数は78施設(うち、有床診療所が9施設、無床診療所が69施設)、歯科診療所が53施設となっている。
- 都道府県別にみると、人口10万人当たり種類別で、以下のように分布。
 - ・有床診療所 : 滋賀県の3.6施設(県内50施設) ~ 長崎県の27.2施設(県内391施設)
 - ・無床診療所 : 沖縄県の48.5施設(県内667施設) ~ 島根県の93.2施設(県内676施設)
 - ・歯科診療所 : 福井県の34.6施設(県内281施設) ~ 東京都の82施設(都内10,529施設)

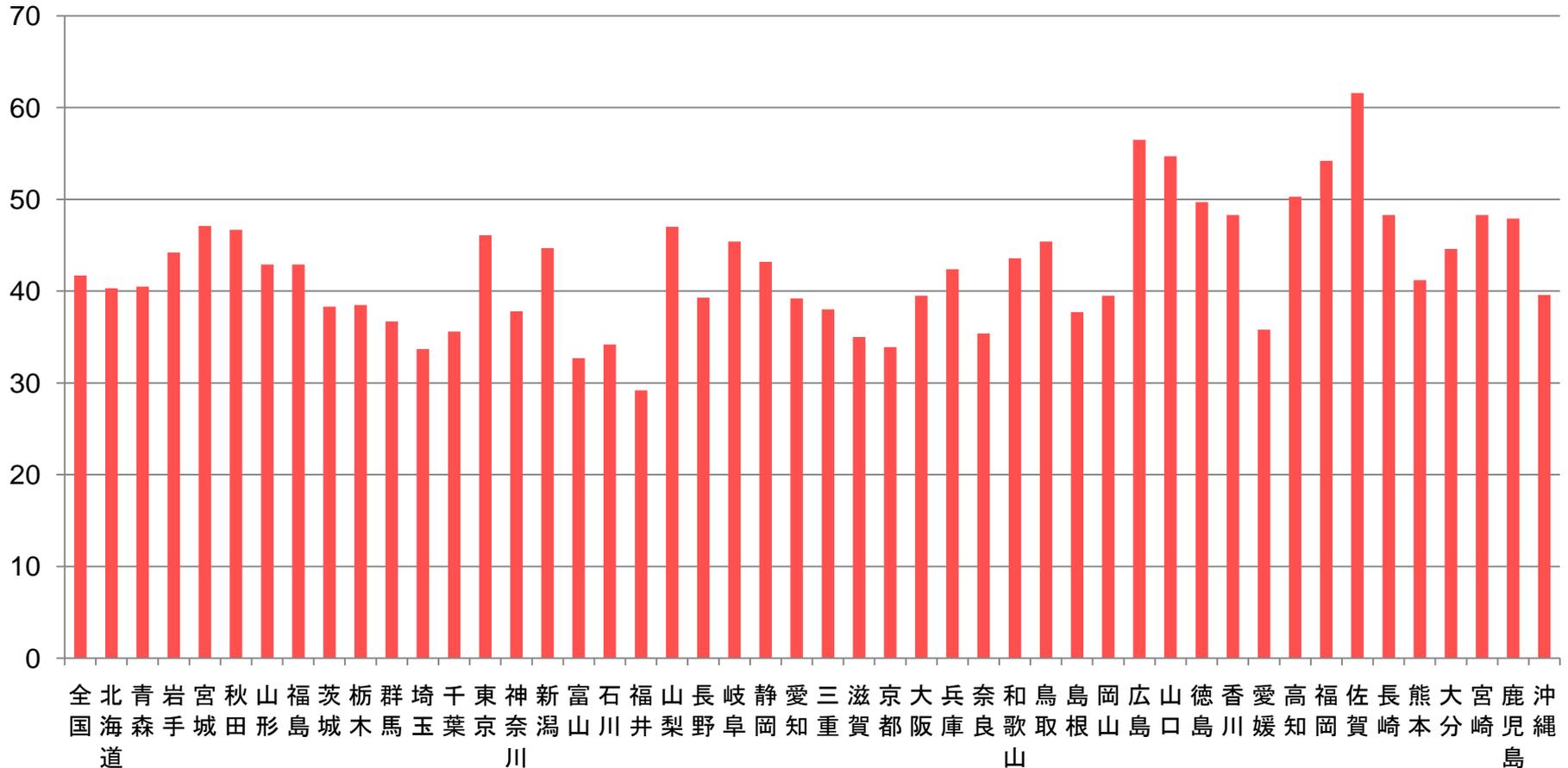


人口当たり薬局数(都道府県別)

○ 人口10万人当たり薬局数は42施設。

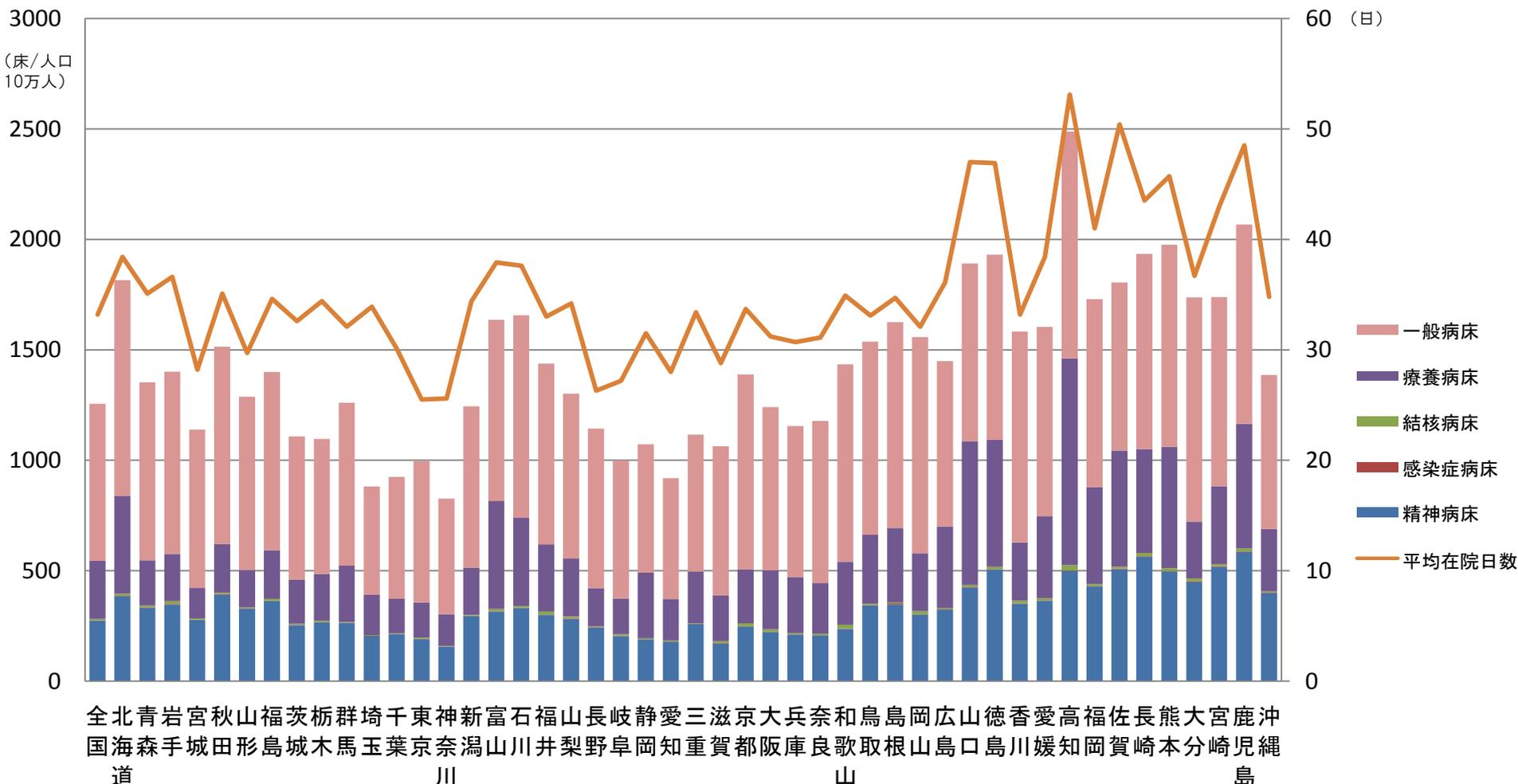
○ 都道府県別にみると、福井県の29.2施設(県内237施設)から佐賀県の61.6施設(県内527施設)まで分布。

(施設/10万人)



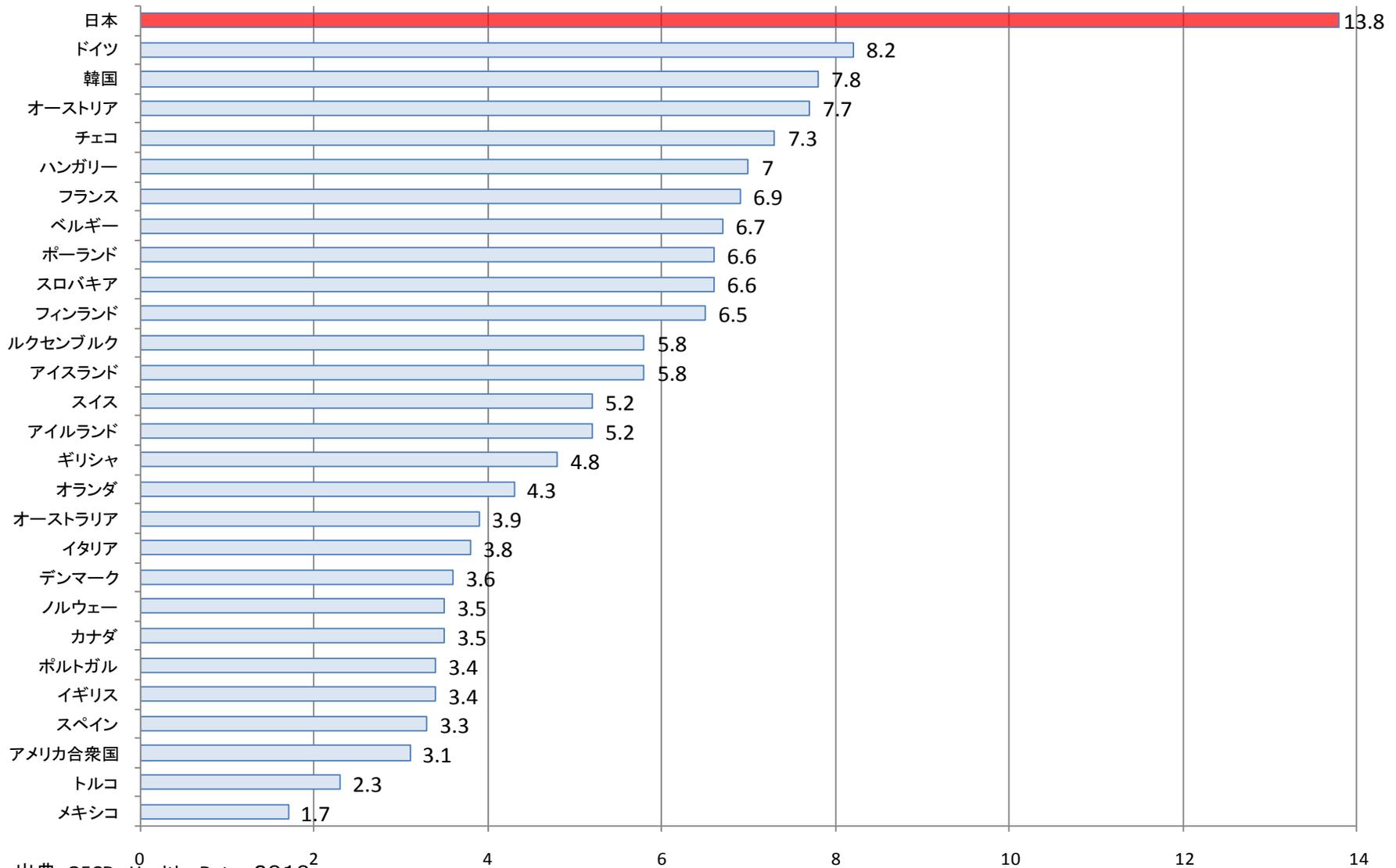
人口10万人当たり病院病床数、病院平均在院日数(平成21年)

- 人口10万人当たりの病院病床数は、全国平均は1256.0床。
都道府県別にみると、最多は高知県(2488.5床)、最少は神奈川県(826.7床)。
- 病院平均在院日数は、全国平均で33.2日。
都道府県別にみると、最長は高知県(53.1日)、最短は東京都(25.5日)。



OECD諸国の病床数について(2008年(平成20年))

○人口1,000人当たり病床数は13.8と、他のOECD諸国に比べて大幅に多くの病床を有している。

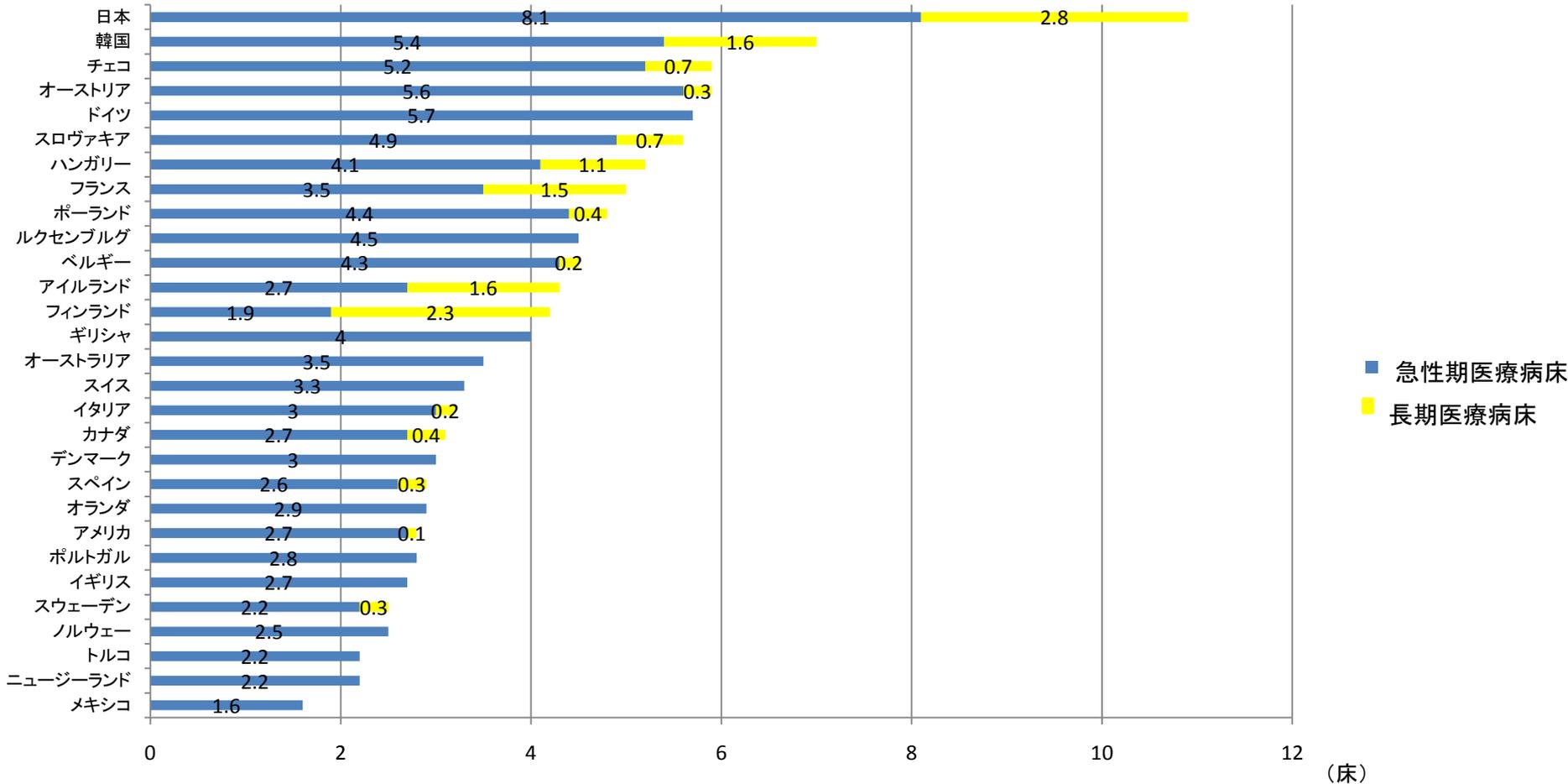


出典: OECD Health Data 2010²

(注) 上記の病床は、急性期・精神・療養・一般等医療機関における全ての病床数を含めたもの。
(ただし、ナーシングホームや老健施設における病床数などを除く。)

OECD諸国の人口1,000人当たりの急性期医療病床数、 長期医療病床数(2008年(平成20年))

○日本は人口1,000人当たりの急性期医療病床数と長期医療病床数は、他国と比べてともに多い。



出典: OECD Health Data 2010

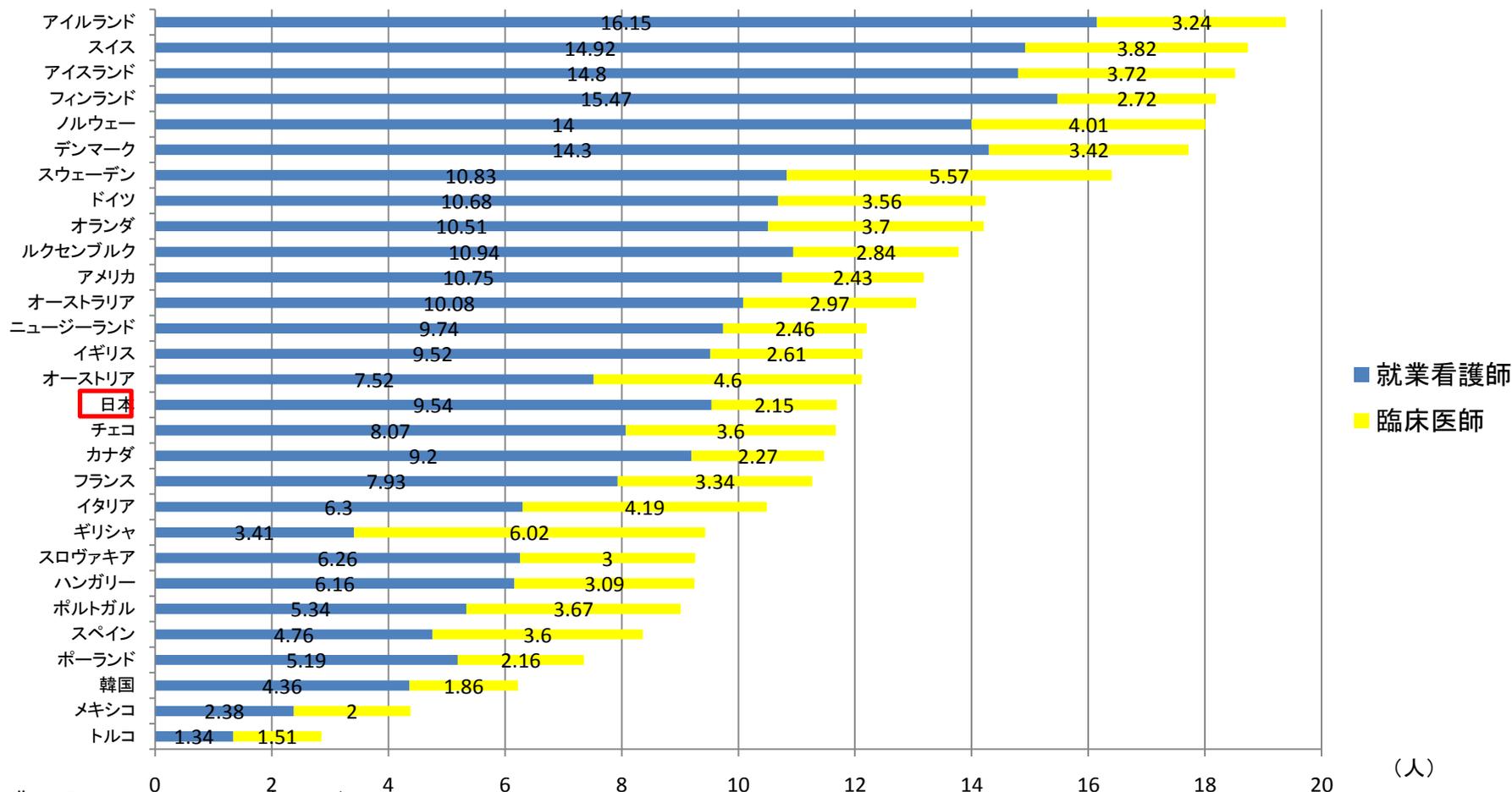
注1) 急性期医療病床: 急性期の患者に対し治療を行うための病床(病院内のものに限る。)

注2) 長期医療病床: 慢性的疾患やADL(Activities of Daily Living)における自立度の減少のため、長期のケアが必要とされる患者を収容する病床(病院内のものに限る)。諸外国では、ナーシングホームとして、病院外に病床が設けられているケースもある。

注3) 国によりそれぞれの病床に含まれる基準が異なっているため、完全には定義と一致していないものもある。

OECD諸国の人口1,000人当たりの臨床医師数及び就業看護師数(2008年(平成20年))

○ 日本は他国と比べ人口1,000人当たりの臨床医師数は少ないが、看護師まで含めた数ではその差は減っている。



出典: OECD Health Data(2010)

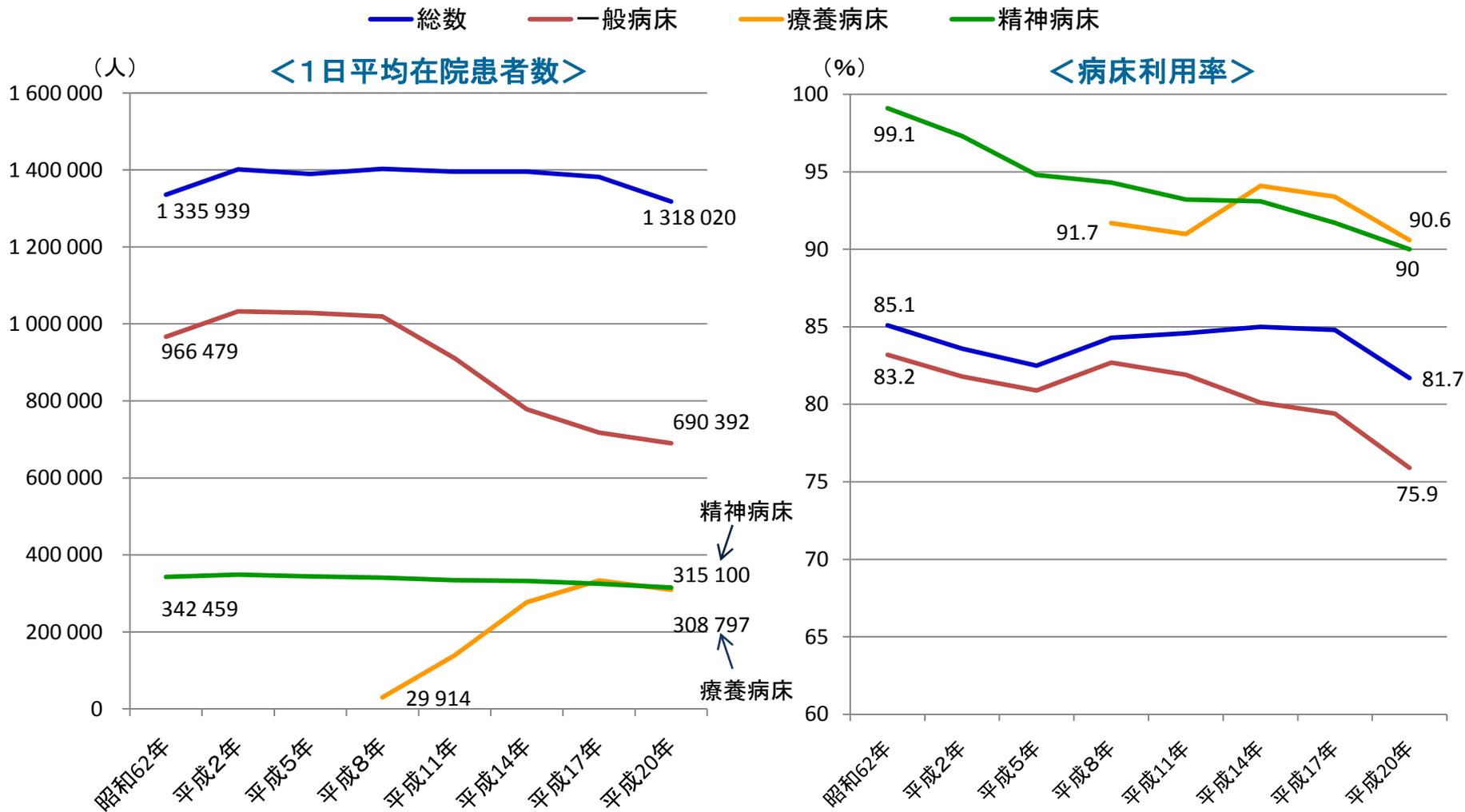
注1)臨床医師: 患者に直接サービスを提供している医師。(卒業していない学生、歯科医師及び歯科外科医師、行政機関、研究機関等直接患者と接触しない職場で働いている医師、雇用されていない医師、退職した医師を除く。)

注2)就業看護師: 基本的な看護教育課程を修了し、自身の国からあらゆる場面で看護業務を行う資格を与えられ、承認を得ており、患者に直接サービスを提供する看護師。

注3)国によってはOECDの定義に含まれない者まで含んでいるため、臨床医師数、就業看護師数の厳密な比較はできない。

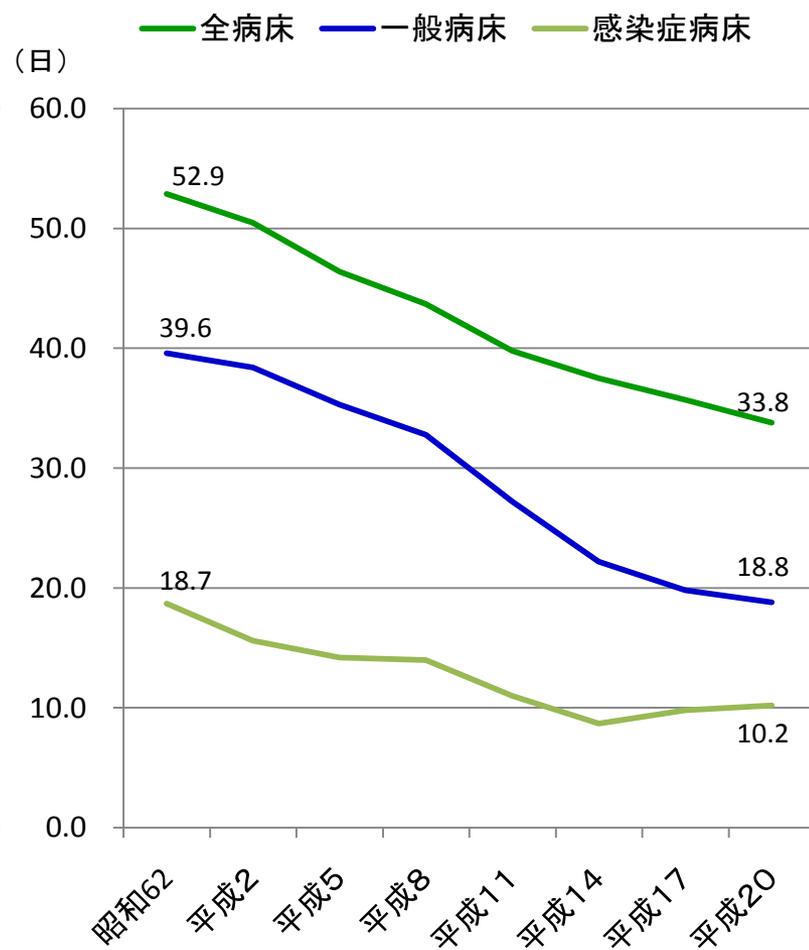
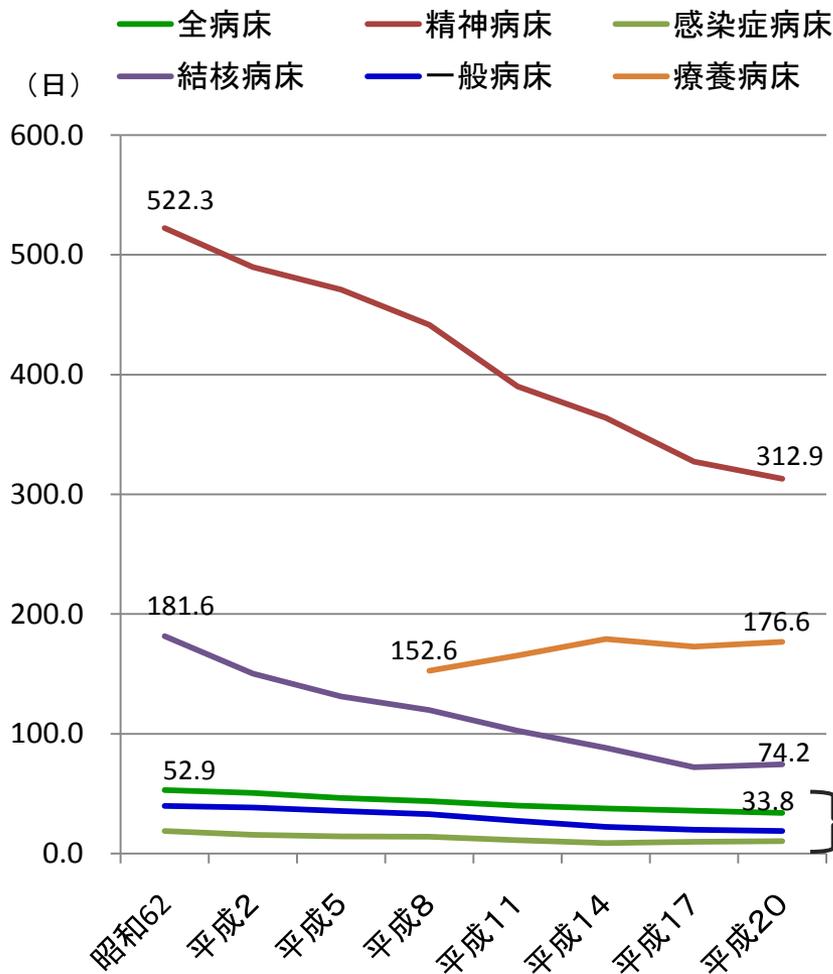
病院の入院患者数と病床利用率

- 病院の1日平均在院患者数(平成20年)は、約130万人。一般病床が70万人弱、療養病床、精神病床がそれぞれ30万人強となっている。
- 病床利用率は近年徐々に低下傾向にある。



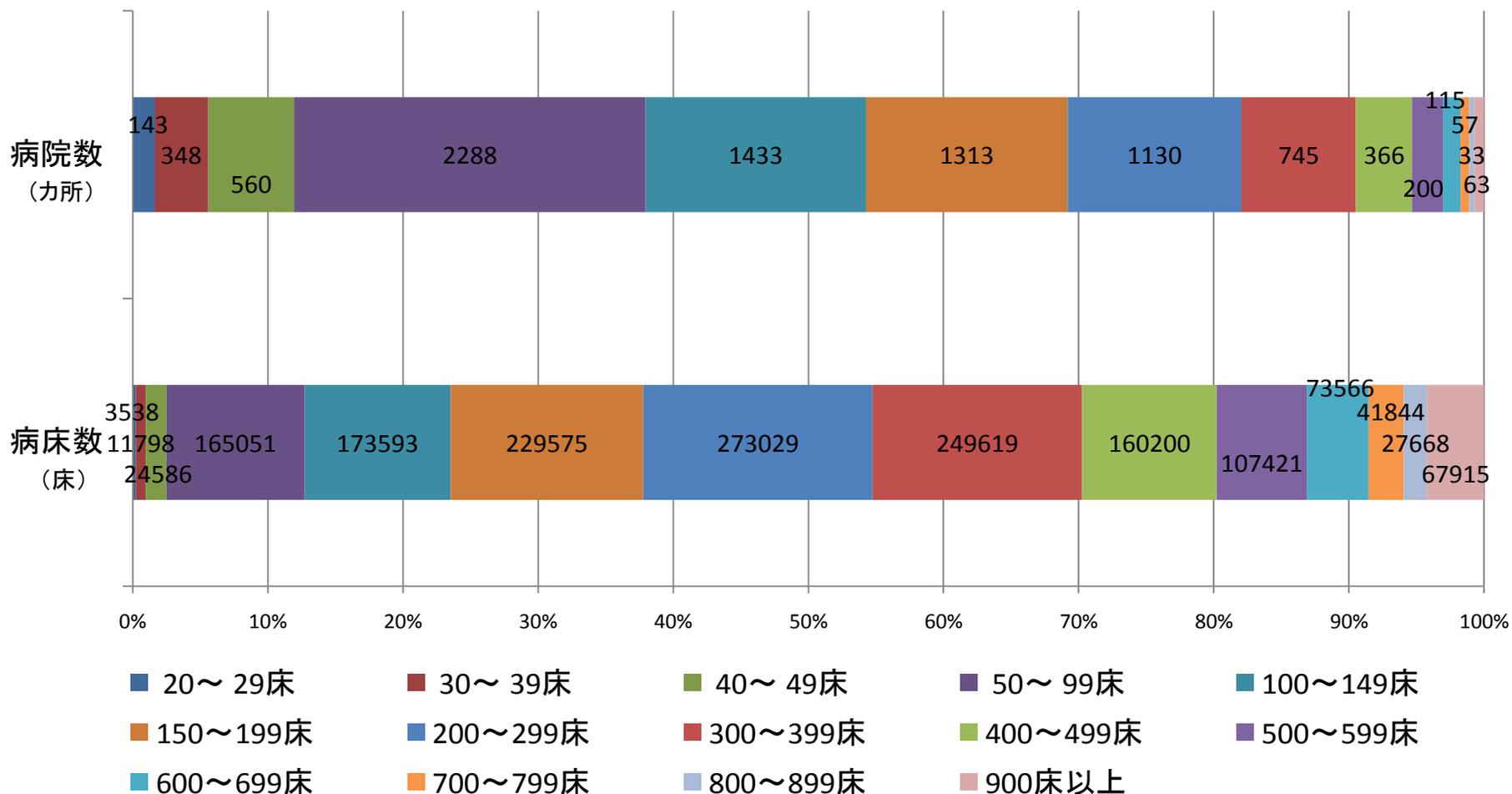
病院の平均在院日数の推移(病床種類別)

- 平成20年における病院の平均在院日数は、33.8日(平成21年は33.2日)。
- 一般病床の平均在院日数はこの昭和62年から半分以下になっているが、長期の療養を要する患者に係る療養型病床群(平成5年施行)とそれに続く療養病床への移行も影響。



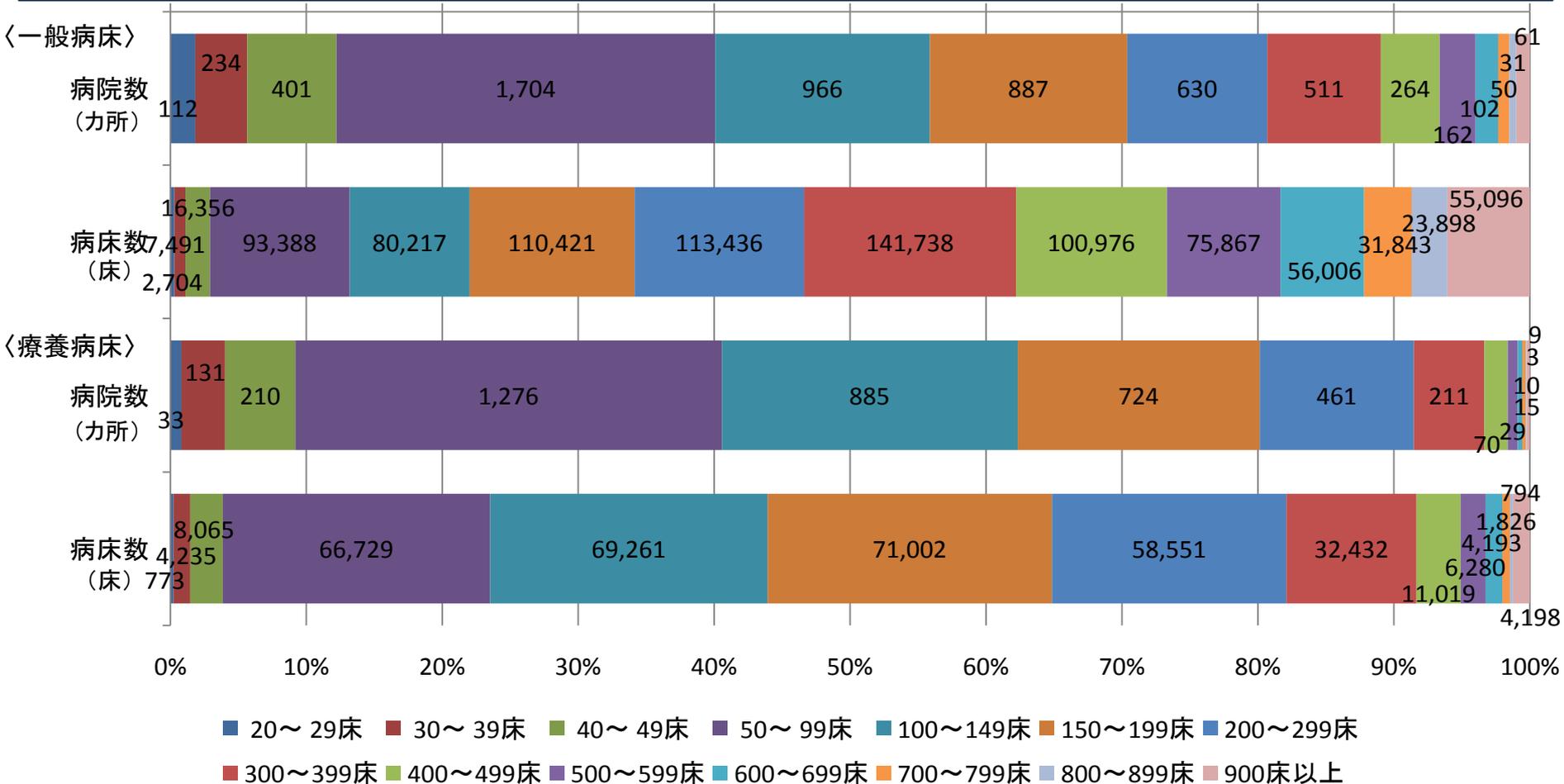
病床規模別の病院数・病床数(全種別)

- 病院(総数8,794施設)のうち約7割(6,085施設)が、200床未満。
- 病床(総数1,609,403床)のうち約6割(1,001,262床)が、200床以上の病院の病床。
- 500床以上の病院は、病院数のうち約5%(468施設)、病床数のうち約2割(318,414床)。



一般病床・療養病床を有する病院数(規模別)

- 一般病床を有する病院(総数6,115施設)のうち約7割(4,304施設)が、200床未満。
 - 一般病床(総数909,437床)のうち約3分の1(310,577床)が、200床未満の病院の病床。
 - 療養病床を有する病院(総数4,067施設)のうち約8割(3,259施設)が200床未満。
 - 療養病床(総数339,358床)のうち約3分の2(220,065床)が、200床未満の病院の病床。
- ※ 病院の病床規模は、一般病床以外の種別の病床も含めた許可病床数全体で区分。



※平成20年医療施設調査に基づき作成

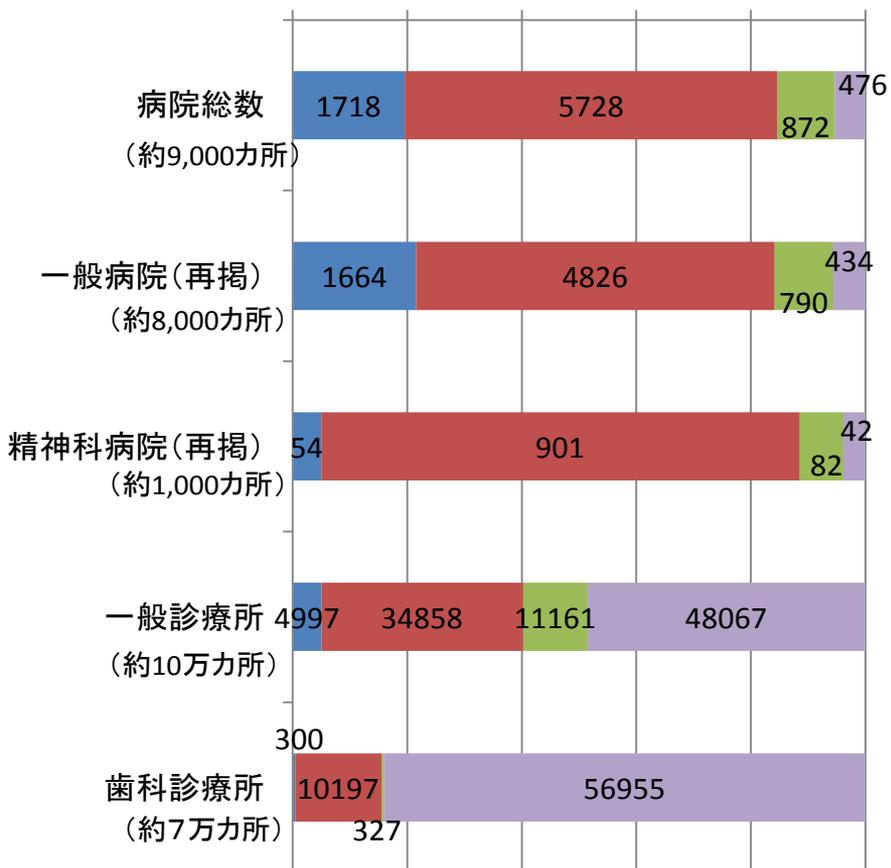
開設者別の病院・診療所・病院病床数

○ 病院のうち、医療法人立が65%、病床単位では、全体の53%、一般病床の33%、療養病床の82%、精神病床の76%になる。

○ 一般診療所のうち医療法人立は35%、個人立は49%、歯科診療所のうち医療法人立は15%、個人立は84%。

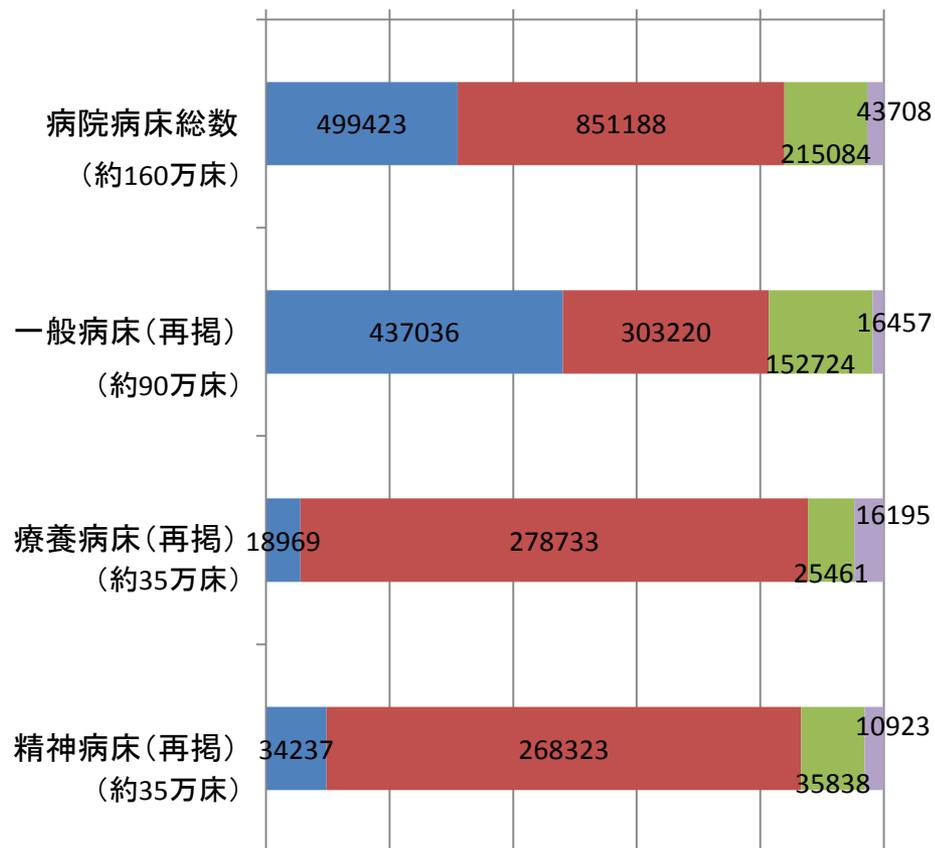
■ 国・公的・社保 ■ 医療法人 ■ その他の法人 ■ 個人

0% 20% 40% 60% 80% 100%



※グラフ中の値は病院数

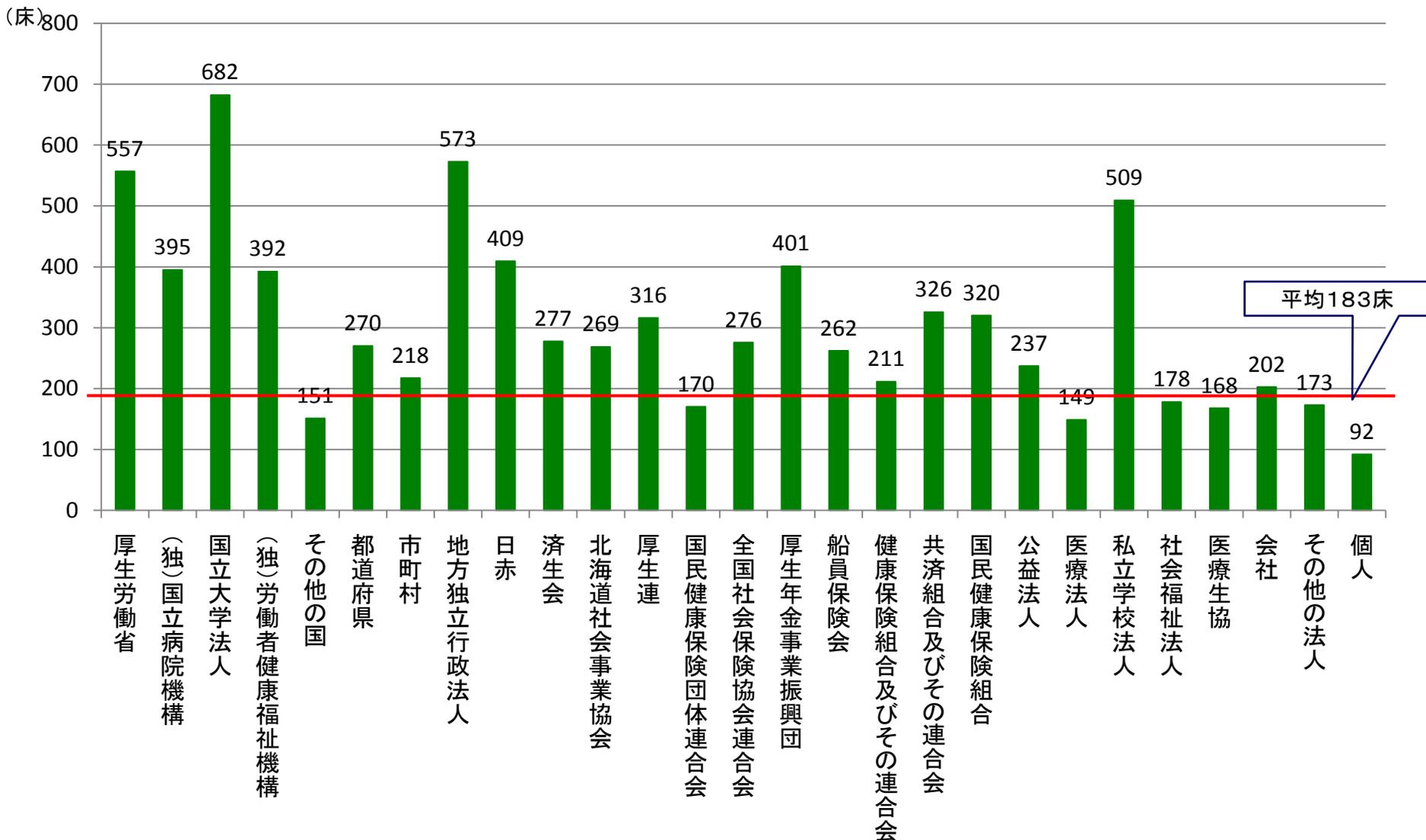
0% 20% 40% 60% 80% 100%



※グラフ中の値は病床数

開設者別(小分類)の平均病床数

開設者別にみた1病院当たりの平均病床数は、全体は平均183床、最大は国立大学法人の平均682床。



開設者別人口10万人当たり一般病床数(都道府県別)

○ 人口10万人当たり一般病床を開設者別に分けてみると、国・公的・社保が338.7床、医療法人が239.1床、その他の法人が119.9床、個人が12.1床となっている。

■ 国・公的・社保 ■ 医療法人 ■ その他の法人 ■ 個人

